

ID: 1732

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	不正利得の徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)			
法 令 番 号	平成24年法律第65号			
【基準】				
<p>法第12条の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>				
備考				
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最 終 変 更 年 月 日		
		年 月 日		